





子弟教育私見（八）

木村末喜

余輩は主として家庭教育の地位を説かんが爲めに女子教育及性教育の重要性を述べたのであるが、更に家庭教育を應用心理学の立場より一言附加する必要あると思ふ。

學者の説に依れば感覚に富む總ての兒童に對し、心理的に知識の増進と徳性的改善と肉體的健康とを與へ得る事が出来るのである。

例へば茲に一人の不良性を帶びた兒童があるとする。之が矯正に當りて兩親の態度が高壓的、懲罰的であつては奏効せざることデユウキー博士の斷定する如くであつて、之が訓戒に當りては須らく先づ温かな愛の下に鼓舞又は、譖辭を應用して兒童が知らずのうちに惹き付けるが如れ、觸まれ、或は煽てられ邪道を遠ざかり喜び勇んで正道に歩み来る様に仕向けるのである。

或は又學業の成績不良なる場合に於て、親は兒童の成績報告書を見たりする事を止め、反対に前回に比べて良くなつて來た（事實でなくとも）とて喜びを示し、益々今後の努力を獎勵する事によりて良い成績を得るに至る。

即ち心理學者の言葉で云ふならば兒童に善良なる暗示を與へるのであつて、此の方法によつて兒童は無意識の中に其性格を改良するに至るのである。

總じて兒童は殆んど暗示によりて日常の行動を爲すものなるにせしめ、兒童の弱點たる暗黒的、廢頗的、失望的暗示を絶滅せしむる事に努力する時は、種々の希望的、向上的暗示の裡に行動の改善が爲めに女子教育及び性教育の重要性を述べたのであるが、更に家庭教育を應用心理学の立場より一言附加する必要あると思ふ。

食 食 味 水 有 大 西 府 先 分 ナ  
旅館 大阪  
各地日本  
F. V.  
Largo  
Tel. C  
Dr. T. WATANABE  
MEDICO  
Rua Tolentino Filgueiras 139  
Telephone, 1757-Santos

品及雜貨販賣  
級類委托販賣  
**上原商店**  
アントス港  
ラルゴ・デ・セラ  
セ・ツテンブローブ  
電話.....一八〇四  
診察隨時  
**渡邊勘**  
醫學士  
サントス港  
符仲次所  
船會社  
御出の際は是非弊社  
御投宿下さい、懇切  
御客様の御便宜を計  
アル平和  
K. IMAKAWA  
Villa Bella(Littoral)  
E. de S. Paulo  
干魚、しほ辛  
元  
印  
川商店  
K. IMAKAWA  
Villa Bella(Littoral)  
E. de S. Paulo  
本人食料品店にあり  
**成功館**  
香港 古謝將義  
萬國郵政總局  
7 de Setembro, 15  
Central, 2008 Santos

# 一 ラ 一 ヘ シ キ 才 器 病 治

が、養を休む方々へ。  
親切第一を主義として  
お座の御相談に応じて  
販賣をお取扱い。  
お近くにお年ばなさる  
御中越トヨタ一木本せぬす。  
エストランテ街四ツ目倉本せぬす。  
よく効く



三角ミナス地方の  
邦人の米作

イガラバーバ生

一昨年五月、六月の候、現ミナス

統領の三角ミナス地方巡視

の際、紙上に該地方のこと

言及し、コンキスタ及ウペラ

バ兩郡の近年の異常なる發達が

該地方在住の邦人米作者に負ふ

ところ大なることを力説し、土

地開發上邦人の手腕の凡ならざ

ることを稱揚し、これが主因を

なして同州東部農業上の大寶庫

リオ・ドーセ沿岸地帶の開發に

一個の着目點を見出した。

而して今日に於ては既に邦人家

族數三百餘、米面積二千アル

ケールを算ふるコンキスタ及ウ

ペラ一バ兩郡にリオ・グランデ

河を隔て、相對する聖州イガ

ラバーパー郡のこゝ十ヶ年以來

の發達も、亦邦人米作者に負ふ

ところ甚大にして、イガラバーパー

町の如き一ヶ年の商取引の動

き高二萬五千コントスの三分の

一以上は、同町を中心半徑八

里の圓内に散在する是等邦人米

作者の生産消費に由り動くもの

時々邦字新聞紙上で三角ミナス

米作沒落を云々するものは過去

に起つた一部的現象を暗夜の遠

雷の如く、聞いたまで、今日の

此現事實を知らざるものゝ言な

ることを明言する。沒落と云は

れては、米作り、あまりグット

しないから。

大正一二年、モヂアナ線レス

チング解アウシリアドーラ耕地

主ドクトル・アグリア・マルチ

ンス・フェレイラ氏(現聖州代

議士アンドラー・マルチス

氏の弟)初めて當地方に於て米

作を機械耕作化し、當時三角ミ

ナス・コンキスタ郡ラジード

耕地支配人アントニー・シユ

ンケーラ氏及び同耕地受負師ア

ルフレッド・アルメイダ兩氏に

より同方法が取り入れられ日本

人では其當時(大正四年頃)同耕

地在住中の故瀧澤仁三郎氏、こ

小麥作が發達したとしても、米

地のうちの故瀧澤仁三郎氏、こ

小麥作が發達したとしても、米

れが創始者たり其後二ヶ年の内には既に同地方に入り込める鹿児島及熊本縣人等の手に由り、

始めて事業的に大規模に米作が

開始せられたのであつた、それ

十六年に六十ミルレースを突破し、こゝ四五年三十ミル乃至

一俵八ミルレースの相場は、產者一同の自覺協力の下に一層の

努力が望まれて居る。(終り)

の需要増大の見込みは誰にもたて得る事である。大正三年頃よりは既に米作加工の界内で進出すべき時期に入つて居るので米作

の技能と相俟つて氣

恐怖時に、なほ生産費に対する

上差額なく賣却したことより考

ふるに、米作者各々中農者とし

約十割の利を以て何等支拂収受

てその態度を持し地道に百姓道

ふるに、米作者各々中農者とし

て短年月間に相當の資金を得る

ことの困難でないことは、實例

あさかにこれを示し、ある

事業經營上の頭脳缺陥のため邦

人事業失敗の實例を時々三角ミ

ナス邦人米作者間に取らるゝは

あさかにこれをして、十年

の不作に遭ふも、米作者とし

て通行くならばとへ三年一

度の不作に遭ふも、米作者とし

Collegio Catholico Japonez  
S. FRANCISCO XAVIER  
Rua da Liberdade, 149 S. Paulo

Dr. João Ornellas  
MEDICO E OPERADOR  
— Araçatuba —  
受賞數回邦人家具商の古參

MOVEIS  
CASA TOKIO  
Rua Santa Ephigenia, 11-A  
Tel. 5-5544 Caixa 1005

家具は — カーサ東京へ  
電話 ヨンデ街二二二  
料亭 あをやざ  
大庵喜八

内外品雜貨、藤澤醬油特約店  
バウリスタ線マリリア驛前  
サン・ルイス街

BAR KITICE  
Av. 7 de Setembro, 2  
— Lins —  
リンス驛に一番近い  
バールキチセ

多少に不拘 日本金買ます  
松屋商店  
ルア・コンメルシオ十一  
(ビネイロス)

HOTEL Estação  
S. ISHIGAMI  
Em frente da Est. Maliria L. Paulista  
HOTEL Japonez  
S. MURAKAMI  
Em frente da Est. Maliria L. Paulista  
HOTEL Central  
S. ISHIGAMI  
Em frente da Est. Araçatuba  
Hotel Tsutiyu  
Av. 7 de Setembro, 63  
— Lins —  
御料理 つちや  
岡田、太田商店  
バウリスタ線マリリア驛前  
リヌス市セツテ・デ・セラランブロ街六三  
泊心地のよい部屋と腕自慢の料理  
内品雜貨、藤澤醬油特約店  
バウリスタ線マリリア驛前  
サン・ルイス街

松屋商店  
ルア・コンメルシオ十一  
(ビネイロス)

HOTEL Japonez  
Bauru = Noroeste  
親切で大衆的な、驛前の  
HOTEL Estação  
S. ISHIGAMI  
Em frente da Est. Maliria L. Paulista  
HOTEL Central  
S. ISHIGAMI  
Em frente da Est. Araçatuba  
Hotel Tsutiyu  
Av. 7 de Setembro, 63  
— Lins —  
母國の珍味  
お正月の食卓を飾る  
◎乾物及海產物  
蒲鉾、竹輪、鰻蒲焼、穴子、昆布巻、かに、鮑、鰹、いか、飯鮑、鮑櫻煮、北寄水煮、あわび水煮、揚巻貝、赤貝、さゝえ、福神漬、東京漬、日本橋漬、奈良漬、蓮根、椎茸、干瓢、干芋旁  
天、細寒天、若目、淺草海苔、青海苔粉、白干蓮根、湯元、千蓮根、椎茸、干瓢、干芋旁  
高野豆腐、八千代麩、凍蒟蒻、蒟蒻粉、片栗粉、白玉粉  
カレー粉、日本茶、豆そうめん、干ソバ、味の素、食用油  
のり佃煮、紫蘇漬、梅干、梅漬  
◎鐘詰及瓶詰  
本年聖州產米總額は四百萬俵  
云はれて居るので、一人當り一日  
年のあるいは二斗二升、一日  
一人合たらずの六升、伯人、  
耕地支配人アントニー・シユ  
ンケーラ氏及び同耕地受負師ア  
ルフレッド・アルメイダ兩氏に  
より同方法が取り入れられ日本  
人では其當時(大正四年頃)同耕  
地在住中の故瀧澤仁三郎氏、こ  
小麥作が發達したとしても、米

地のうちの故瀧澤仁三郎氏、こ  
小麥作が發達したとしても、米



# 日本人會

# 昭和五年度 徵集延期告示

一、在帝國外徵集延期願 明治四十二年十二月二日より四十三年五月一日迄に生れる者は（即ち今回初めて徵集延期願を願はんとする者）在帝國外徵集延期願を一月三十一日迄に差し出すべし（書式參照）

二、在留申告書 既に徵集延期の許可を受けたる者にして引續き昭和五年度徵集延期を願はんとするものは在留申告書を一月三十一日迄に差し出すべし（書式參照）但し昭和五年十二月一日に年齢三十七年を過ぐる者は在留申告書を提出する必要なし。

三、在留申告書及在帝國外徵集延期願の「日附」は昭和四年十二月一日以降となすこと、尙右書類の受付は本年十一月二十日より開始す。

四、在留申告書及帝國外徵集延期願は直接管轄公館より本人の本籍地府縣廳宛四月十五日迄に到着する様發送するを要するに付必ず一月三十一日迄に提出する事期日後の願出は之を受理せず。

五、願書は必ず正副貳通送付すること。證明手數料は廢止したるに付送付の要なきも、願書到着の通知を希望するものは返信料郵券三百レースを同封すること。

六、在帝國外徵集延期願及在留申告書は各管轄在外公館宛提出すること。

七、在留申告書及在帝國外徵集延期願の様式左の如し。

在留申告書  
右及申告候也  
昭和年月日  
本人 氏名印  
（証明シ得ル餘白ヲ存シ置クマト）  
一、本籍地  
一、現住地  
一、初メテ徵集ヲ延期セラレタル年月日  
府縣 都市 村字 番地  
伯國 州線 驛 耕地  
（サルモ便宜受理す）

會員 加藤金助  
圓山市右衛門  
高橋平  
富岡喜太郎  
木原實  
上木原兼吉  
淵上傳四郎  
生田廣義  
大塚專平  
宮本兼吉  
永島正仲  
前原直次郎  
渡邊策雄  
坂井岩太郎  
寅次  
武雄  
佐川  
船津  
田代  
木原  
加藤  
馬  
松下  
清水田  
賴人  
時習  
秋廣  
龍藏  
英二  
才熊  
喜嘉

記

昭和五年度徵集延期關係者は左記事項心得の上昭和五年一月三十一日迄に在帝國外徵集延期願又は在留申告書を差出すべし。

一、在帝國外徵集延期願 明治四十二年十二月二日より四十三年十二月一日迄に生れたる者は(即ち今回初めて徵集延期願を願はんとする者)在帝國外徵集延期願を一月三十一日迄に差出すべし(書式参照)

二、在留申告書 既に徵集延期の許可を受けたる者にして引續き昭和五年度徵集延期を願はんとするものは在留申告書を一月三十一日迄に差出すべし(書式参照)但し昭和五年十二月一日に年齢三十七年を越ぐる者は在留申告書を提出する必要なし。

三、在留申告書及在帝國外徵集延期願の『日附』は昭和四年十二月一日以降となること、尙右書類の受付は本年十一月二十日より開始す。

四、在留申告書及帝國外徵集延期願は直接管轄公館より本人の本籍地府縣廳宛四月十五日迄に到着する様發送するを要するに付必ず一月三十一日迄に提出する事期日後の願出は之を受理せず。

五、願書は必ず正副貳通送付すること。證明手數料は廢止したるに付送付の要なきも、願書到着の通知を希望するものは返信料郵券三百レーヌを同封すること。

六、在帝國外徵集延期願及在留申告書は各管轄在外公館宛提出すること。

七、在留申告書及在帝國外徵集延期願の様式左の如し。

八、在留申告書

一、本籍地	氏名
一、現住地	府縣 郡市 郡町 村字 番地
一、帝國內出發月日	伯國 州 線 駅 耕地
右及申告候也	年月日 (不詳の場合ハ記載セ)
昭和年月日	年月日 (サルモ便宜受理す)

(證明シ得ル餘白ナ存シ置クマシ)

在帝國外徵集延期願

一、本籍地	氏名及出生年月日
一、住留地	府縣 郡市 郡町 村字 番地
一、帝國內出發月日	伯國 州 線 駅 耕地
右之通國外ノ地ニ在留申付兵役法第四十二條ニ依リ徵集延期相成度候也	年月日 港出發
昭和年月日	年月日

本人 氏名印

職隊區徵兵股

在 サ ハ バ ロ 帝 國 總 領 事 館  
 在 バ ウ ル 一 帝 國 領 事 館  
 在 リ ボ ロ ノ ブ ノ 一 帝 國 總 領 事 館 分 館  
 在 Consulado Geral do Japão, Caixa, 1167 S. Paulo, Brazil  
 在 Consulado do Japão, Caixa Postal, 144 Rua Preta  
 在 サ ン レ ピ 帝 國 總 領 事 館 出 張 所  
 在 Consulado do Japão, Caixa Postal, 666 Santos







帝室博物館復興翼賛會から

在外邦人へ寄附金依頼

寄附者は總領事館へ送金

會長に徳川公爵、副會長に細川

侯爵、濱澤子爵、顧問に濱口總理大臣、大養政友會總裁を舉有

する「財團法人帝室博物館復興翼賛會」は廣く義金を醸集し帝

室博物館の復興に貢献して帝

室の文化的御事業を翼賛し奉ら

來る事とし會長徳川公爵より

當地總領事館へ左の依頼状送り

華を千載に顯彰する此の御事業

に賛意を有し之を形に表はさん

事務官寄附金送付ありたしと

詔書行はせよ本邦事務官事務

省當局の御成第下着者に賛意を

具し而して之を贈りたしと

眞實に付し御事務官事務

事務官寄附金送付ありたしと

詔書行はせよ本邦事務官事務

